

指定相当通所型サービス事業所
北名古屋市社協デイサービスセンターもえの丘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会が開設する北名古屋市社協デイサービスセンターもえの丘（以下「事業所」という。）が行う北名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び運転手（以下「従事者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定相当通所型サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたっては、事業所の従事者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 サービスの実施にあたっては、北名古屋市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 北名古屋市社協デイサービスセンターもえの丘
- (2) 所在地 北名古屋市熊之庄大畔48番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従事者

ア 生活相談員 1名以上

生活相談員は、生活指導その他サービスの提供に当たる。

イ 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他サービスの提供に当たる。

ウ 介護職員 7名以上

介護職員は、介護その他サービスの提供に当たる。

エ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他サービスの提供に当たる。

(3) 事務職員 1名

事務職員は、介護報酬請求事務及びその他必要な事務に当たる。

(営業日等)

第5条 事業所の営業日等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後3時55分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用定員は、35名とする。

(サービスの内容及び利用料等)

第7条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、北名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合を乗じた額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康チェック

(5) 集団的レクリエーション、創作活動

(6) 送迎

(7) 運動器機能向上訓練

2 食費は、利用契約書に基づき徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、その内容及び支払について文書で同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従事者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族等の緊急連絡先に連絡をとるとともに、主治医等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(通常のサービスの実施地域)

第9条 通常のサービスの実施地域は、北名古屋市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 従事者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止のための措置等)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 従事者は、サービスを行う上で、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合及び従事者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを北名古屋市に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和４年９月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年11月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年10月１日から施行する。